

令和5年度 第2回 丹波市入札監視委員会議事概要

開催日及び場所		令和6年2月5日(月) 柏原自治会館 4階 会議室
出席者	委員	石原 俊彦 (関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授) 山本 晶子 (武庫川女子大学共通教育部教授) 東 泰弘 (弁護士) 世羅 徹 (公認会計士)
	事務局	細見副市長 上畑技監兼入札検査部長 谷口入札検査室長 西田入札検査室副室長兼検査係長 尾松入札係長 山崎主幹
	説明者	水道課 池上・藤井 下水道課 村上・青木 河川整備課 井上・岡本 道路整備課 和久・長井 市民活動課 見田 監査委員事務局 畑田・湊上 環境課 田口・谷 総合政策課 荻野 ふるさと定住促進課 房安
内容	1 報告 最低制限価格及び低入札価格調査制度の設定基準の改正 事前公表及び変動型最低制限価格の対象金額の改正	最低制限価格について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の最新モデルを導入し、最低制限価格の引き上げとなる設定基準の改正を行った。合わせて、低入札価格調査制度の基準価格も同様に改正している。 また、事前公表の対象を建設工事のうち5,000万円未満から1,000万円未満に引き下げ、同様に変動型最低制限価格の対象の設定金額も5,000万円以上から1,000万円以上に引き下げを行っている。
	2 議事 (1) 令和5年度上半期入札・契約状況の報告 対象期間 令和5年4月1日 ～令和5年9月30日	(建設工事) 入札：110件 落札率：86.69% 契約金額合計：2,282,918千円 (業務委託) 入札：92件 落札率：73.16% 契約金額合計：389,332千円 (物品購入) 入札：43件 落札率：84.49% 契約金額合計：235,204千円 (随意契約) 件数：222件 契約金額合計：1,409,128千円 (指名停止)：7件
	(2) 抽出事案に係る入札及び契約(手続き等の審議) 対象期間 令和5年4月1日 ～令和5年9月30日	抽出件数：10件 (内訳) 一般競争入札：4件 指名競争入札：3件 随意契約：3件

	<p>【問】 指名停止の中で、丹波市の工事において履行遅滞があった企業があるが、理由は何か。期間は。</p>	<p>【回答】 機械の製造が遅延したと聞いている。期間については、1ヶ月を超えて2ヶ月以内であった。</p>
<p>委員からの質問・意見 それに対する回答等</p>	<p>質問・意見</p>	<p>回答</p>
	<p>別紙1（1～4ページ）</p>	<p>別紙1（1～4ページ）</p>
<p>委員会による意見の 具申又は勧告（講評）</p>	<p>別紙2</p>	

別紙 1

質問・意見	回答
<p>抽出事案に係る入札契約手続き等の審議 今回の事案抽出の考え方</p>	<p>別紙 2 のとおり</p>
<p>(1) 随意契約 水施工第 5 号 水道施設統合監視装置整備工事（第 3 期）</p> <p>① 高額の特命随意契約である理由について確認を要するため。 ② 計画策定時には、他社の装置も検討したのか。 ③ 第 3 期とあるが、入札を実施したものはあるのか。</p>	<p>① 整備計画により日立製の中央監視装置に統一することを決定し、施工が可能な唯一の事業者である関西日立（株）から見積を徴集し、契約を結んでいる。 ② 他社の装置も検討した結果、日立製が優位であった。 ③ 相手方が決まっていたので、すべて特命随意契約である。</p>
<p>(2) 制限付一般競争入札 水施委第 6 号 丹波市新水道ビジョン等策定業務</p> <p>① 金額が高額かつ業務内容が仕様に沿ったものか検討が必要であるため。 ② 6 つの業務の中でコストの割合が大きいのはどれか。 ③ 経営規模が大きく信用もある会社が、最低制限価格を下回り失格になっており、経済的な観点からも制度の見直しを図れないか。</p>	<p>① 丹波市の水道事業において、より効率的・効果的な事業運営を行い、将来にわたり健全な水道事業を継続的に行うことを目的として、5 種の業務及び本業務に関連する支援業務により、水道事業の将来像及び基本理念を示した新水道ビジョン、現状分析や課題の整理等を行い、具体的な目標や対応策を定める基本計画等を策定するものである。 ② 資料整備などもあり、基本計画策定の割合が大きい。 ③ 現在は予定価格と最低制限価格の間で応札された最低価格の事業者と契約を結んでいる。工事においては低入札価格調査制度があるが、業務においては実施していない。今後の検討課題としたい。</p>

<p>(3) 制限付一般競争入札 下施委第 5-13 号 下水道管渠テレビカメラ調査業務（氷上西・和田西・鴨庄処理区）</p> <p>① 落札率が低く、予定価格が適正に設定されていたのか確認を要するため。</p> <p>② どのように調査するのか、今回の履行距離は市全体のどれくらいの割合か。</p> <p>③ 丹波市では、建設工事や製造の請負以外には最低制限価格を設定しないのか。</p>	<p>① 積算については、複数の見積りによる平均単価と日本下水道管路管理業協会の積算資料に基づいて積算しており、適正な予定価格であると考えている。落札率が低くなった原因としては、応札者の競争性が働いたこと、また落札者については自社保有の資機材があることや事業所が履行場所に近いことなどが考えられる。</p> <p>② 直径 15～30 cm の下水管に自走式のテレビカメラを走らせ、不明水の侵入箇所を特定する業務である。市全体の下水道総延長 700 km のうちの 15 km で 2 % 程度である。不明水箇所を絞って調査している。</p> <p>③ 業務の最低制限価格設定基準に基づき、測量・建築・土木などのコンサル業務や役務の提供のうち人件費の占める割合の高い業務等に設定している。</p>
<p>(4) 制限付一般競争入札 河整工第 4 号 （普）応地川 河川改良工事（その 2）</p> <p>① 予定価格の妥当性を検討するため。</p> <p>② フラップゲートについては、材料単価特別調査を実施して単価を採用したとあるが、今回応札額については、特別調査の単価と価格差があったということか。</p>	<p>① 予定価格について、兵庫県の積算システムに含まれていない単価については、刊行物や業者から見積りを徴集し、積算している。ウエイト式フラップゲートの材料単価が全体のおよそ 80 % を占めるため、いかに安価に仕入れられるかにより入札金額が変わると考えられる。</p> <p>② 落札者は、過去に同様の工事を複数施工したことがあり、フラップゲートを安価に仕入れられたのではないかと推察される。</p>
<p>(5) 指名競争入札 道保物第 6 号 除雪ダンプトラック購入</p> <p>① 辞退者や欠席者が多く、参加者が少ない理由を検討する必要があるため。</p>	<p>① 入札参加者のうち、市が求める仕様を満たすトラックを製造しているメーカーとの取引がない販売事業者が辞退せざるを得なかったことが原因と考えられる。</p>

<p>② 見積については、メーカーから徴集しているとのことだが、随意契約でメーカーから直接購入してはだめなのか。</p>	<p>② 丹波市では、中小企業の育成の観点から市内で調達できるものは市内事業者を優先して発注している。</p>
<p>(6) 指名競争入札 丹市活工第1号 氷上住民センター火災受信機・非常用放送設備更新工事</p> <p>① 落札率が低く、辞退者等が多い理由を検討する必要があるため。</p> <p>② 予定価格はどのように積算しているか。</p>	<p>① 本工事に係る直接工事費の大部分を機器費が占めており、落札者が対象機器を安価に調達できたため、落札率が低くなったと推察される。また、辞退者が多い理由については、指名された消防設備工事の事業者のうち自動火災報知設備工事の技術者として求められる資格を有しない事業者が辞退したのではないかと推察される。</p> <p>② 機器費については既設メーカーからの見積を採用し、施工に係る工事費については公共建築工事積算基準書に基づき積算している。</p>
<p>(7) 指名競争入札 丹監委業第1号 丹波市監査委員会議録反訳業務</p> <p>① 予定価格が低額だが指名競争入札としている理由と辞退者が多い理由を確認を要するため。</p> <p>② 議事録AIツールでかなり精度の高いものが作成されるが、公開していない議事録を外注するのか。</p>	<p>① 単価契約であるが、地方財務実務提要にもあるように予定数量を乗じた金額が随意契約の限度額を超過しているかどうかで判断しているため。また、辞退者多数の理由としては、特定の時期に反訳依頼が集中することから繁忙期が重なったのではないかと推察される。</p> <p>② 反訳ツールを使用したがる、方言には対応しておらず、変換作業にかえて手間がかかった。また、議事録は現時点では公開していないが、監査の重要性や、開示請求がある場合を想定して外注することとした。</p>
<p>(8) 随意契約 丹環境業第1号 環境パトロール・動物死体等回収業務</p> <p>① 随意契約手続きの妥当性と入札の可能性を検討するため。</p> <p>② 履行期間を5月から翌4月とし入札で業務発注することはできないのか。</p>	<p>① 新年度到来後すぐに履行する必要がある事務・事業で、行政の中断を招く恐れがあるもの等義務的性質を有するものであり、年度開始前の準備行為として、入札に適しないとの理由をもって随意契約としている。</p> <p>② 債務負担行為を設定すれば可能であ</p>

	<p>るが、丹波市として年間を通じて業務の継続が必要なものについては、会計年度独立の原則を基に、また地方財務実務提要も確認したうえで、年度開始前の準備行為として随意契約を行っている。</p>
<p>(9) 制限付一般競争入札 丹ふ政第 37 号 丹波市基幹系システム機器更新に係る 端末機器類購入</p> <p>① 高額案件で応札者が 1 者のみであり、同様の機器購入と併せて入札することができなかつたのか検討するため。</p>	<p>① 基幹系システムは、インターネットなど他のネットワークから論理的に分離した通信環境で使用し、マイナンバーなどの多くの機微な個人情報を扱うという特殊なイメージから応札者が少なくなったと推察している。一括発注については、数量が多くなることで半導体不足等の影響によって納品に時間を要する恐れがあったことから分離発注としている。</p>
<p>(10) 随意契約 丹ふ定物第 4～6 号 デマンド（予約）型乗合タクシー車両購入その 1 デマンド（予約）型乗合タクシー車両購入その 2 デマンド（予約）型乗合タクシー車両購入その 3</p> <p>① 法律上の随意契約理由について、確認を要するため。</p> <p>② 次回の更新はいつになるのか。</p> <p>③ 全く同じ車を 3 台購入したということだが、予定価格が少しずつ違う理由と、事業者をグループに分けて指名した理由は。</p>	<p>① ハイエースの受注が制限されることになり、6 月発注で 12 月中に生産開始され、車の登録が 2 月頃と聞いており、年度内に事業者からの引き渡しを受けるためには、随意契約で発注し、早期に契約締結を行う必要があったため。</p> <p>② デマンドタクシーを導入してから 11～12 年経ち不具合が出ているため 3 年をかけて更新を行ったが、営業車と同等で 5～6 年で更新してほしいとの要望を聞いている。市として車種も含めて運行事業者と相談したうえで、一斉ではなく複数年で計画的に更新したいと考えている。</p> <p>③ 予定価格については、運行事業者名をデマンドタクシーに入れるにあたり、文字数が異なるため予定価格に差が生じている。グループは地域によって分けている。</p>

別紙 2

委員会による意見の具申又は勧告（講評）

1. 今回の事案抽出の考え方

- (1) 高額または特命随意契約の案件。
- (2) 落札率が低い案件。
- (3) 辞退者等が多く、応札者が少ない案件。
- (4) 同一の物品について、分割発注を行った案件。
- (5) 有効な応札札が1者のみの案件。
- (6) 随意契約の法律上の要件に該当しているのか確認が必要な案件。

2. 総括

抽出案件については、概ね適切に事務処理されていると判断できる。

3. 今回の指摘事項

委員から指摘のあった低入札価格調査制度を工事だけでなく業務まで広げられないか、年間を通じて実施する業務について、関係法令等を確認の上、公正な事務手続きとなるよう調査研究をするよう意見を付して、今後も適正な事務処理に努めていただきたい。